

## 「袴田事件」の再審無罪判決に関する理事長声明

本日、静岡地方裁判所は、いわゆる「袴田事件」について、袴田巖氏に対し、再審無罪判決を言い渡した。

本件は、1966年（昭和41年）6月30日未明、静岡県清水市（現：静岡市清水区）のみそ製造・販売会社専務宅で一家4名が殺害され、放火された住居侵入・強盗殺人・放火事件である。同年8月18日に逮捕された袴田巖氏（当時30歳）は、当初から犯行を否認していたものの、連日連夜猛暑のなか1日平均12時間にも及ぶ過酷な取調べを受けた結果、自白を強要され、起訴された。その後、公判でも犯行を否認したが、1980年（昭和55年）12月12日に袴田巖氏に対する死刑判決が確定した。それからも、袴田巖氏は、現在に至るまで一貫して無実を訴え続けており、本日、ようやく、再審公判において、再審無罪判決が言い渡されたものである。

当連合会は、2022年（令和4年）11月25日、『今こそ「えん罪被害者の尊厳回復を」、真の「無辜の救済」のための刑事司法改革をめざし、刑事再審法の速やかな改正を求める決議』を採択し、2024年（令和6年）2月14日には、当連合会管内で生じたいわゆる日野町事件について、『日野町事件の再審開始決定に対する検察官の特別抗告を一日も早く棄却し、改めて実効的なえん罪救済のための再審法改正の早期実現を求める理事長声明』を発出したが、袴田事件の再審無罪判決を受けて、改めて、速やかな再審法改正を強く求めるものである。

袴田巖氏は、1966年（昭和41年）8月18日に逮捕されてから2014年（平成26年）3月27日に再審開始及び死刑の執行・拘置の停止の決定がなされるまで、死と隣合わせの恐怖のなか約48年にもわたり身体拘束を受け続けてきた。

ところが、その後も検察官の即時抗告により再審開始決定が取り消されるなどしたため、再審開始決定が確定するまで9年、さらにそれから現在まで1年半もの期間が経過している。袴田巖氏は現在88歳となり、事件発生から実に58年の月日が流れようとしている。

袴田巖氏は、長期間の拘置生活により、現在も拘禁反応の症状がみられ、今なお心身の不調に悩まされるなど、まさに人生の大半を、死の恐怖に直面しながら、自己のえん罪を晴らすための闘いに費やさざるを得なかったものであり、その余りの残酷さは筆舌に尽くしがたい。

そこで、当連合会は、袴田事件の無罪判決を受けて、このようなえん罪被害を二度と引き起こさないために、政府及び国会に対し、改めて、次のとおり求める。

まず、再審請求手続における証拠開示、検察官の再審開始決定に対する不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の創設を含めた刑事再審法の全面的な改正を、一刻も早く、実現することである。

本件では、最初の再審請求から、約30年も経過して、約600点もの検察官の手持ち証拠が新たに開示され、これがその後の判断に、少なからず影響を及ぼしたといえる。これほどまでに時間を要した原因は、現行法に再審における証拠開示の制度が設けられていないことにある。また本件のように、再審請求審において、これほどの長期間を要したのは、再審請求手続における手続規定が定められていないことが原因であり、さらに、本件のように、再審開始決定から、9年近くもの間、再審公判が実施できないという異常な事態を生じさせたのは、再審開始決定に関する検察官の不服申立てを許容している点にある。

これに加えて、全件・全過程の取調べ録音・録画制度と、弁護人立会制度を速やかに実現することである。

本件は、逮捕後連日連夜、猛暑の中で1日平均12時間以上の厳しい取調べを行い、便器を取調室に持ち込んでトイレにも行かせない状態にして自白を強要し、その結果、このような許し難いえん罪を生んだものである。このような卑劣で、人権を蹂躪するような取調べを二度とさせないよう、全件・全過程の取調べ録音・録画制度と、弁護人立会制度が早期に実現されることが強く求められる。

袴田巖氏は、現在88歳と高齢であり、一刻の猶予も許されず、早期に無罪を確定させなければならない。そこで、当連合会は、検察官に対し、本判決に対して、控訴することなく、速やかに無罪判決を確定させることを強く求める。

また当連合会は、袴田事件の無罪判決を受けて、上記のとおり、刑事再審法の全面的な改正並びに全件・全過程の取調べ録音・録画制度及び弁護人立会制度の早期実現をはじめとする刑事司法改革の実現に向けて、全力を尽くす決意である。

以上

2024年（令和6年）9月26日

近畿弁護士会連合会

理事長 松原 敏美